安全対策情報ネットワーク

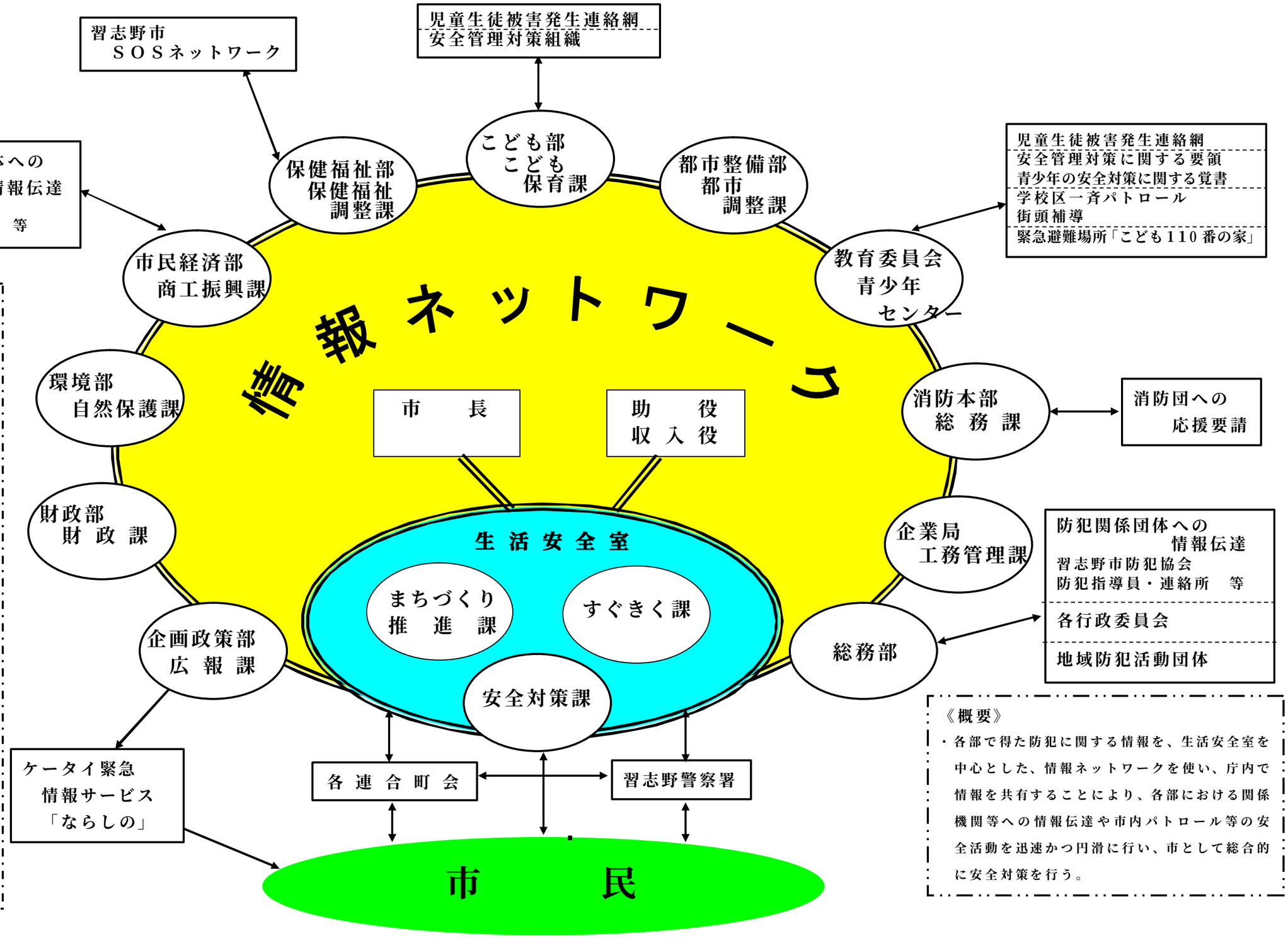

《情報伝達基準》

1．情報の相互連絡窓口は、各部関係課とする。

2．各部課に入った情報が他部、団体等へ伝達する内容かは、担当部課で判断を行う。ただし、市民生活に支障及び不安を与えることが、予測される事項については、安全対策課へ情報を提供する。

3．他部、団体等への伝達については、速やかに各部課の既存の範囲で行い、その他については、安全対策課と調整の上、安全対策課が行う。

4．伝達範囲、その他本情報伝達ネットワークの活用について、安全対策課と協議する。

《概要》

・各部で得た防犯に関する情報を、生活安全室を中心とした、情報ネットワークを使い、庁内で情報を共有することにより、各部における関係機関等への情報伝達や市内パトロール等の安全活動を迅速かつ円滑に行い、市として総合的に安全対策を行う。